

原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き

申告が必要な場合	必要書類
①販売店から購入したとき	販売証明書、本人確認書類（運転免許証等）
②他の人から譲り受けた場合	（廃車手続き済みの場合） 廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類（運転免許証等）
	（廃車手続きが済んでいない場合） 標識交付証明書、譲渡証明書、ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証等） ※酒々井町が交付したナンバーの場合で、変更せずそのまま使用する場合はナンバープレートは不要です。
③転入し、町内に定置場を置くとき	（廃車手続き済みの場合） 廃車証明書、譲渡証明書、本人確認書類（運転免許証等）
	（廃車手続きが済んでいない場合） 標識交付証明書、譲渡証明書、ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証等）
④廃車するとき <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 使用しなくなり処分したとき 他の人に譲るとき 町外へ転出し、定置場が町外になるとき 盗難にあったとき </div>	標識交付証明書、ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証等） ※ナンバープレートを紛失した場合は標識弁償代 200 円がかかります。（盗難に遭い、警察に盗難届を提出した場合を除く。）
⑤町内で住所を移転したとき	標識交付証明書、本人確認書類（運転免許証等）
⑥ナンバープレートが破損したとき	標識交付証明書、ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証等） ※ナンバープレートを紛失した場合は標識弁償代 200 円がかかります。

※①、②については酒々井町に住民票がない場合は、所有者本人の住民票（世帯主が記載されているもの）と酒々井町の住所が確認できる書類（賃貸契約書や公共料金の領収書等）が必要になります。

※ナンバープレートの発行手数料はかかりません。

※原動機付自転車には特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含みます。